

飯田市 ZEHモデル推進協議会評価委員会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は飯田市 ZEH モデル推進協議会規約（以下、「規約」という。）第13条の規定に基づく評価委員会（以下、「評価委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、飯田市版 ZEH 仕様の検討及び評価結果の認定を行う。

(組織)

第3条 評価委員会は、規約第13条第2項に規定する評価委員をもって組織する。

(役員)

第4条 評価委員会に次の役員を置く。

(1) 評価委員長 1人

(2) 副評価委員長 1人

2 評価委員長は評価委員の中から、評価委員会において選出する。

3 副評価委員長は評価委員の中から評価委員長が指名する。

(役員職務)

第5条 評価委員長は、評価委員会を代表し、評価委員会の活動を統括する。

2 副評価委員長は、評価委員長を補佐し、評価委員長に事故あるとき、又は評価委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 評価委員会は、評価委員長が招集し、評価委員長が議長を務める。

2 評価委員会は、評価委員の2分の1以上の出席をもって成立とする。

(関係者等の出席)

第7条 評価委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 評価委員長は、評価委員会における協議の経過及び結果について、飯田市 ZEH モデル推進協議会の会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 評価委員会の庶務は、規約第17条第1項に規定する事務局において処理する。

(補足)

第10条 この規程に定めるほか、評価委員会に関し必要な事項は、評価委員長が定める。

附 則

1 この規程は、令和2年7月21日から施行する。